

デジタル時代のジャーナリズムと著作権

福井 健策

弁護士・ニューヨーク州弁護士
日本大学芸術学部 客員教授

<http://www.kottolaw.com>

Twitter: @fukuikensaku

導入 著作権とはどういう制度か

著作権は、創造の果実としての一定の情報（＝著作物）について、それを創作した人に一定期間与えられる独占的権利（禁止権）

1 どんな情報が著作権で守られるのか

1-1 著作物とは？

思想又は感情をく >に く >したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

①小説・脚本・講演など ②音楽 ③舞踊・無言劇 ④美術 ⑤建築 ⑥図形 ⑦映画
⑧写真 ⑨プログラム

1-2 著作物から除かれる情報

① ありふれた・定石的な表現

- ・「創作性」とはどの程度のオリジナリティか？
- ・「東京アウトサイダーズ」事件（知財高裁 2007 年 5 月 31 日判決）
スナップ写真も著作物か

② 事実・データ

- ・何人も事実を独占することはできない／新聞・雑誌報道の保護
- ・「弁護士のくず」事件（知財高裁 2010 年 6 月 29 日判決）

③ アイディア

- ・基本的な着想・企画案：ネコの一人称で連載エッセーを書く
- ・ルール・法則・方法：料理のレシピ、空気遠近法

④ 題号・名称（原則として）

- ・俳句・標語・見出し・短いフレーズは著作物か

⑤ 実用品のデザイン（原則として）

- ・例外：一品制作の美術工芸品、独立して鑑賞対象になるような高度な美術性
- ・即興演奏や即興の語りは著作物か？

2 どんな利用に著作権は及ぶのか

2-1 著作権は何についての禁止権か

複製権	印刷、コピー、写真撮影、録音、録画などの方法によって著作物を再製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利（CD演奏の扱い）
上映権	著作物を公に上映する権利
公衆送信権	著作物を放送・有線放送したり、インターネットにアップロード（送信可能化）したりして、公に伝達する権利
口述権	著作物を朗読などの方法で口頭で公に伝える権利
展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の、原作品を公に展示する権利
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布（譲渡・貸与）する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・翻案権等	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利
二次的著作物の利用権	二次的著作物については、二次的著作物の著作権者だけでなく、原著作者もこうした各権利を持つ

多次的著作物： 原作小説 → 漫画 → 映像作品 → TVゲーム・商品化

- ・許諾（ライセンス）と許諾窓口、「著作権等管理事業者」

2-2 著作権が守られるための条件 / 「著作権をとる」とは？

3 著作者と著作権者

3-1 著作者(author)と著作権者(owner)

- ・著作者：「著作物を創作した者」
- ・著作権は譲渡できる / 製作委託（外注）、公募の場合
- ・職務著作：①法人等のインシヤティブ、②従業員、③職務上の作成
④法人等の著作名義（プログラム著作物を除く）、⑤別段の契約等がないこと

3-2 著作者人格権とは

公表権	未公表の自分の著作物を公表するかしないか、
-----	-----------------------

	また、いつ、どのような形で公表するかを決定できる権利
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、(匿名を含めて) どのような著作者名を表示するかを決定できる権利
同一性保持権	自分の著作物の内容や題名を、意思に反して勝手に改変されない権利
(名誉・声望保持権)	著作者の名誉等を害する方法で著作物を利用する行為は、禁じられる

4 模倣とオリジナルの境界 / どこまで似れば「盗作」か

4-1 スイカ写真事件 (東京高裁 2001 年 6 月 21 日判決)

4-2 「日々の音色」対「ペプシ CM」

4-3 著作権はなぜ、あるのか？

・自然権論 対 インセンティブ論

5 例外的に許可のいない場合 / 制限規定

私的使用のための複製 (第 30 条)	個人的・家庭内その他これに準ずる範囲内で使用するために、使用する者が複製できる (侵害物と知りながらおこなうダウンロード録音・録画を除くなど、例外あり。翻訳・編曲・変形・翻案も可)。なお、デジタル方式の録音・録画機器や媒体のうち政令で指定されたものを用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対して補償金の支払いが必要となる。
引用 (第 32 条)	①公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内であれば、公表された著作物を引用して利用できる。②国・自治体等が一般に周知させるために発行した広報資料等は、転載禁止の表示がされていない限り、説明の材料として新聞その他の刊行物に転載できる (いずれも翻訳も可)。
教科用図書等への掲載 (第 33 条)	学校教育の目的上必要な限度で、公表された著作物を教科書等に掲載できる (翻訳・翻案等も可)。ただし、著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要となる。なお、弱視の児童・生徒のための教科用拡大図書への複製も一定の条件で許される (第 33 条の 2)。
教育機関における複製等 (第 35 条)	非営利の教育機関で教育を担当する者や学生・生徒は、授業の過程で使用するために必要な限度で、公表された著作物を複製できる (翻訳・翻案等も可)。ただし、ドリル・ワークブックの複製等、著作権者の利益を不当に害する場合は除く。なお、遠隔授業のための教材等の公衆送信も、一定の条件で認められる (第 35 条の 2)。
非営利目的の演奏・上映・貸与等 (第 38 条)	①営利を目的とせず、かつ観客から料金を受けない場合は、公表された著作物を上演・演奏・上映・口述できる (ただし、実演家・口述者に報酬が支払われる場合は除く)。また、放送・有

	線放送される著作物を受信装置を使って公に伝達することができる。②営利を目的とせず、利用者から料金を受けない場合は、(映画以外の)公表された著作物のコピーを貸与できる(視聴覚資料の図書館などでの貸与も許されるが、補償金の支払を要す)。
政治上の演説等の利用 (第40条)	①公開の場で行われた政治上の演説・陳述、裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除いて、方法を問わず利用できる。②国・自治体等で行われた公開の演説・陳述は、報道のために新聞・雑誌に掲載したり、放送・有線放送できる(翻訳も可)。
時事の事件の報道のための利用 (第41条)	時事の事件を報道するために、その事件を構成したり事件の過程で見聞される著作物を利用できる(翻訳も可)。
公開の美術の著作物等の利用 (第46条)	公開された屋外の場所に恒常設置された美術の著作物や、建築の著作物は、彫刻を増製するなど一定の例外を除いて、方法を問わず利用できる。
情報の検索等のための複製等 (第47条の6)	ネットワーク上の検索事業者は、検索及び結果の提供のために、送信可能化された著作物を記録・翻案・自動公衆送信できる。

主なもののみ掲載。また、以上の多くのケースでは利用される著作物の出所の明示が必要となり、また、作成された複製物の目的外使用の制限がある。

(文化庁ホームページ：<http://www.bunka.go.jp/> 掲載の表などを参考に作成)

6 保護期間と国際著作権

6-1 保護期間の原則

- ・原則：著作者の生前プラス死亡の翌年から50年
- ・匿名・ペンネーム・団体名義の場合：公表の翌年から50年
- ・映画の著作物：公表の翌年から70年(2004年より延長)
⇒ 映画は旧著作権法に注意
- ・戦前・戦中の欧米(連合国)作品：「戦時加算」による延長
- ・著作権保護期間の延長論争：欧米での20年延長と引き続く憲法訴訟
(参考) <http://thinkcopyright.org/>

6-2 著作権の国際的保護

- ・ベルヌ条約、WTO の TRIPs 協定(付属書一C)

7 デジタル・ネットと著作権の課題

7-1 広がる「情報の私的な複製・流通」

- ・ファイル交換ソフトと侵害物ダウンロードの違法化
- ・「まねき TV」「ロクラク」など番組転送サービス
- ・動画投稿サイト、その他の「取り込み型」サービス：
 - ・ YouTube（2005 年に 2 人の個人が起業。現 Google 傘下。1 日 20 億ビュー。バイアコム社による 10 億ドル損害賠償訴訟）
 - ・ Google ニュース、ストリートビュー
 - ・ アップル AppStore「海賊版」問題
- ・書籍の「自炊代行」サービス、「自炊の森」炎上（1/21 サービス開始予定）

一方の視点：侵害横行、創作者・情報発信者の労苦へのフリーライド

「2007 年、正規ダウンロードされた音楽は約 4400 万曲、不正ダウンロードは約 5 億 300 万曲」（日本レコード協会）、CD ほかパッケージ系産業の凋落

「2006 年、国境を越え流通する海賊版・模倣品の規模は世界で 21 兆 1200 億円」（OECD）

（参考）文化産業の市場規模

出版・雑誌： 1998 年 2 兆 5415 億円 2007 年 2 兆 853 億円
 音楽レコード： 1998 年 6075 億円 2005 年 3672 億円 2007 年 3333 億円
 有料音楽配信： 2005 年 342.8 億円 2007 年 754.8 億円
 映像ソフト（パッケージ。レンタル除く）： 2000 年 2741 億円 2007 年 3180 億円
 映画興行： 1998 年 1935 億円 2007 年 1984 億円
 ライブイベント： 2001 年 9220 億円 2008 年 9693 億円

他方の視点：情報豊富化の恩恵（情報の民主化論）、コスト減による損益分岐点の低下＝ロングテール化、マーケット拡大効果の指摘

7-2 苦闘する正規配信・デジタルアーカイブ

国会図書館「近代デジタルライブラリー」

明治・大正期などの所蔵 PD 図書を中心に 15 万 6000 冊の画像データを無償ネット公開

NHK アーカイブス、NHK オンデマンド

前者は TV・ラジオで 57 万 5000 番組保存（ニュース除く。2009 年現在）
 専従チームによる権利処理。開館から 6 年で公開可能は約 6500 番組

国立近代博物館フィルムセンター

日本放送作家協会などの「脚本アーカイブズ」構想

日本レコード協会などの歴史的音盤アーカイブ

7-3 配信・ロングテールビジネスの課題

権利処理コスト

- (1) 許可を得る代償に権利者に払う対価：「使用料」「印税」
- (2) 許可を得るための作業のコスト：取引（トランザクション）コスト
 - ① 権利者を探すまでのサーチコスト
 - ② 権利者と交渉して許可をもらうまでの交渉コスト（契約交渉の労力含む）
 - ③ 権利者が対価を受け取るまでの徴収分配コスト

7-4 著作権リフォーム論、ネット流通促進策の各種提案

・権利の集中管理

日本音楽著作権協会（JASRAC） J-WID 公開作品数 255 万曲（08 年）
一般社団法人著作権情報集中処理機構（CDC）

「書籍版 JASRAC」構想（デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会）

日本文藝家協会など文芸三団体 文藝家協会「委託作家リスト」 3511 名（09 年）

「映像版 JASRAC」構想（経団連）
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（著作権隣接権）

・孤児作品対策、「日本版フェアユース」の論議

写り込み・軽微利用、アーカイヴィング、カバー・アレンジ・パロディ、ネット新サービス

7-5 情報流出と著作権

日本など、公益通報者保護制度⇔国会公務員法・各種業法・不正競争防止法など一定の守秘規制

尖閣ビデオ流出事件：11 月 8 日、国家公務員法違反で主任航海士を刑事告発

YouTube へのアップは著作権侵害か？ 著作物か、著作権者は誰か

YouTube 映像の報道利用は許されるのか？

・引用（32 条）：「脱ゴーマニズム宣言」事件（東京地裁 2000 年 8 月 31 日判決）

引用の主な注意点	①	②
	③	④
	⑤	⑥

・事件報道にともなう利用（41 条）

8 擬似著作権－情報の囲い込み

ペットの「肖像権」：

増えるモザイク映像

NHK アーカイブスの権利処理でも、「人権・プライバシーが最大の障害」

高級車・SL やペットの無断撮影はどうか？

競走馬事件最高裁判決（2004 年）：物のパブリシティ権を明瞭に否定

寺社・公園の「撮影禁止」：

著作権法 46 条（建築と公開の美術の著作物）

秩序維持のための撮影禁止／私有財産ゆえの撮影禁止

映画「靖国 YASUKUNI」事件

その他、美術品の「所蔵家の権利」、菓子・料理の「著作権」
番組の「フォーマット権」

龍馬切手販売中止問題

「商標権」で延命するピーターラビット、ミッキーマウス：

作家ビアトリクス・ポターは 1943 年没（末尾：プロジェクトグーテンベルク上の絵本）

参考：コラム「ピーターラビット、お前に永遠の命をあげよう」（kottolaw.com）

「オリンピック」「ワールドカップ」という雑誌見出しは「不正競争」？

JOC の通達：「オリンピックという名称は IOC の知的財産」、表紙での使用禁止など
「FIFA ワールドカップ™」（TM を含む）が正式名称でそれ以外の表記は一切認められていない（Wikipedia）

参考：福井健策「著作権とは何か」「著作権の世紀」（集英社新書）
福井健策編「エンタテインメントと著作権」シリーズ（①ライブ・エンタテインメント編、②映画・ゲーム編、③音楽編、④出版・マンガ編。CRIC 刊）